

令和4年度第1回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和4年4月7日(木)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第中会議室

3 出席委員(14名)

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏 (議長)
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 田 中 眞 次

主 査 大 塚 孝

主査補 飯 田 啓 市

7 傍聴人 15名(農地利用最適化推進員)

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

令和 4 年度最初の総会ですので、農業委員、農地利用最適化推進委員、併せて全員、出席での総会とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より令和 4 年度第 1 回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、マスク等の着用をお願いします。

それでは、諸般の報告をいたします。次回の総会でございますが、5 月 9 日（月）に開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○議長

本日は、石田会長が所要で参加できないため、私、会長職務代理者の山崎が議長を務めさせていただきます。よろしく、お願いします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は 1 4 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 4 年度第 1 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。
議席番号、11番 兼坂仁委員、議席番号、12番 牛玖良一委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について
以上、3案でございます。
それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
事務局の説明をお願いします。
事務局長。

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。総会議案の1ページから5ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。
議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。
以上で、ございます。

○議長

ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第

3項については、眞野委員より調査報告をお願いします。
眞野委員。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員

議席番号13番眞野です。議案第1号第1項から第3号までの調査報告をいたします。第1項、第2項については、義務者の■■■■氏と、■■■■氏は、申請地を耕作しておりません。購入者を探していたところ、申請地の近隣を耕作している権利者の■■■■氏が購入することとなりました。問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程合同会議をお願いします。

次に第3項ですが、義務者の■■■■氏は、相続により申請地を取得し、農業はされておられません。また、■■■■に住んでいるので、管理等もできないため、申請地の近隣や脇を耕作している■■■■氏に相談したところ、売買されることになりました。■■■■氏の年齢は、■■歳と若く、地域の後継者として活躍されておりますので、農業経営規模を拡大しても問題ないものと思われしますので、よろしくご審議のほど願います。

また、■■地区は前回の総会で分かりましたが、土地基盤整備が計画されているところで、農地の集積が図られております。耕作していない地元地権者から（農地を）購入する形が取られております。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。
何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第1号第1項から第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。
よって、議案第1号第1項及び第3項は、許可と決しました。
続きまして、第4項については、石渡委員より調査報告をお願いいたします。
石渡委員。

———（石渡委員報告）———

○石渡委員

議席番号14番石渡です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■氏は、権利者の■■■■氏の父親の弟（叔父）であり、相続によって申請地を取得したが農業は行っておりません。

現状は、申請地を■■■■氏が耕作しており、実家に土地を戻したいとのことで、申請しております。問題ないものと思われまますので、よろしくご審議のほど願います。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項については、三門委員より調査報告をお願いいたします。
三門委員。

———（三門委員報告）———

○三門委員

議席番号6番三門です。

議案第1号第5項の報告をいたします。権利者、義務者とも事由のとおりです。
問題ないものと思われまますので、よろしくご審議のほど願います。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。

続きまして、第6項及び第7項については、三須委員より調査報告をお願いいたします。

三須委員。

———（三須委員報告）———

○三須委員

議席番号4番三須です。議案第1号第6項及び第7項の調査報告をいたします。

現地については、かなり昔から、お互いの申請者が耕作をしており、今回、現状に合わせて、所有者を整理するために申請をしたとの事です。現地も確認しましたが、お互いが耕作しておりました。問題ないものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第6項及び第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。

続きまして、第8項については、江川委員より調査報告をお願いいたします。
江川委員。

———（江川委員報告）———

○江川委員

議席番号7番江川です。議案第1号第8項の調査報告をいたします。
義務者の■■■■氏は、一人でお住まいで■■■歳と高齢の方で、耕作が出来ないため、購入してくれる方を探していたところ、権利者の■■■■氏が購入することとなったそうです。問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第1号第8項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第8項は、許可と決しました。
続きまして、第9項については、羽根井委員より調査報告をお願いいたします。
羽根井委員。

———（羽根井委員報告）———

○羽根井委員

議席番号2番羽根井です。議案第1号第9項の調査報告をいたします。
義務者の■■■■氏は、■■■■に住んでおり、所有農地は住まいの近隣に集中していますが、申請地のみ、■■■■にあり、耕作するのに不便なため、近隣を耕作している権利者の■■■■氏に購入してくれるようお願いしたところ、購入することとなったそうです。問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第9項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第9項は、許可と決しました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。事務局の説明をお願いします。
事務局長。

○事務局長

議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。議案の6ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。
許可要件につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。また、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。
以上でございます。

○議長

ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項～第4項については、事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の長澤委員より、調査報告をお願いします。
長澤委員。

○長澤委員

議席8番、調査委員長の長澤でございます。
事前現地調査会について報告いたします。■■■■ ■■より、農地法第5条の規定による許可申請がありました事案について、4月4日（月）午後2時より、申請人の出席を求め事前現地調査会を実施いたしました。
本件は、■■■の設定による資材置場への転用許可申請であります。
申請地は、主要地方道岩富山田線沿いで、山林に囲まれた集団性のない農地で、第2種農地と思われれます。

申請地は、「佐倉市■■■■番外5筆」の畑で、全体の整備面積は、4,659㎡でございます。

隣接する森林と併せての開発となりますが、現地がへこんだ谷のような地形であるため、道路の高さまで土を盛り、森林部分は植栽し、農地部分は資材置場として利用する計画となっております。

今回の申請については、関連する法律として、埋立に係る「特定事業」については、事前協議が済んでおり、後は本申請を提出するところまで進んでおります。

また、森林法につきましては、伐採計画及び、埋立後の植栽計画について、関係部署へ協議を進めております。

許可要件については、調査書のとおり、許可基準である立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響などの一般基準については適正でありました。

このことから、調査会としては許可相当と判断いたしました。

ただし、次の点について条件として付させていただきました。

1. 農地法を含む各種法令について、申請内容どおりに実施すること。
2. 交通安全の関係で、土の運搬の際は、集落側からのルートは通行しないこと。

以上、審査いたしましたので、報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

長澤委員より、報告がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○議長

林委員。

○林委員

議席1番林です。今回の現地確認に同行しました。私が住む地域から、1.5km位離れた場所には、近隣市の次期ごみ処理施設が計画されているが、現在は建設が停止している。この埋め立て地から基準値を超えたフッ素や鉛が検出され、一部の市民が近隣市に対して、調査費等を含む20億円を損害賠償請求している。このような事例もあるので、埋め立て当たっては、市が監視するなどの対策をしてほしい。

○議長

事務局長。

○事務局長

佐倉市では、佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例を5年前に改

正し、非常に厳しい要件となっております。

この改正には、搬入される土壌の成分表を必ず提出させるなど、土質の確認を実施するものである。定期的な巡回は、日中に行われ、休日は月1回行われている。夜間等に土砂が搬入された形跡が見られた場合、私に通報いただければ廃棄物対策課に連絡し、調査するように伝えます。また、その様なことがないように、市で取り扱って行きたい。

○議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、これより採決をいたします。議案第2号第1項～第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手多数であります。

よって、議案第2号第1項～第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、5件、8筆、9,364㎡、賃貸借権の設定、21件、35筆、36,850㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、議案の8ページから11ページを、ご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号19番から26番については、鈴木委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（鈴木委員退席）——

○議長

それでは、鈴木委員が退席しましたので、審議を行います。
議案第3号について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第3号は、承認と決しました。
鈴木委員を入場させて下さい。

——（鈴木委員入場）——

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、報告事項については、議案書を参照の程お願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===